

=目次=

1. 重大事故情報＝3件（11月20日～11月26日分）

- (1) 貸切バスの対向車衝突事故
- (2) 路線バスの交差点衝突事故
- (3) タクシー強盗

2. 「重大事故情報」のその後

- (1) トラクタの火災事故（11月19日）

2. 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」の一部改正について



【1. 重大事故情報＝3件】（11月20日～11月26日分）

(1) 貸切バスの対向車衝突事故

11月24日午前9時00分頃、北海道で、貸切バスが対向車線にはみ出し走行してきたワゴン車と衝突した。この事故で、ワゴン車の運転者が死亡した。事故当時、当該バスには、乗員乗客25名が乗車していたが、乗客等にケガはなかった。事故現場は、片側1車線の直線道路で、事故当時、冷え込みが厳しく、路面がアイスバーンで滑りやすい状態であった模様。

(2) 路線バスの交差点衝突事故

～典型的な右直事故！交差点への進入は確実な安全確認を～

11月22日午前11時15分頃、東京都で、路線バスが交差点にて青信号に従い右折レーンより右折しようとしたところ、対向の右折レーンの大型トレーラ影から直進してきた軽自動車と衝突した。この事故で、バスに乗っていた乗客7名（全員）と軽自動車の運転者及び同乗者の計9名が軽傷を負った。

(3) タクシー強盗

11月25日午前7時30分頃、福岡県で、タクシーに客として乗車していた男が運転者の首を刃物で切りつけてケガを負わせたあと、運転手を車から降ろし、タクシーを奪って逃走した。運転者は病院で手当を受けたが命に別条はないとのこと。その後、男は一般車両と衝突し一般車を運転していた女性をハンマーの様なもので殴りケガを負わせた。警察が捜査していたところ、およそ30分後にタクシーに乗った男を発見し、男は強盗傷害の疑いで警察に逮捕された。なお、当該車両には防犯用仕切板が設置されていた。



【2. 「重大事故情報」のその後】

\* 以前にこのメルマガで紹介した重大事故情報のその後の情報をお知らせします。



する品名の可燃物

ウその他事故に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせを受けたとき

②重大事故（特定重大事故以外の以下の事故）

ア一般乗合、一般貸切、特定旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者

- i 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
- ii 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
- iii 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
- iv 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない。）を生じた事故
- v 転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故
- vi 酒気帯び運転（道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）
- vii 自然災害に起因する可能性のある事故
- viii その他事故に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせを受けたとき

イ一般乗用旅客自動車運送事業者

- i アi～v、vii、viiiに該当する事故
- ii 酒気帯び運転を伴う事故

ウ貨物自動車運送事業者

- i 2名以上の死者を生じた事故
- ii 5名以上の重傷者を生じた事故
- iii 10名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない。）を生じた事故
- iv 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいした事故（自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限り、大量に飛散し、又は大量に漏えいしたものを除く。）
  - 一 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物
  - 二 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に規定する火薬類
  - 三 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定する高圧ガス
  - 四 シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）別表第2に掲げる毒物又は劇物
  - 五 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物

- v 酒気帯び運転を伴う事故
- vi 自然災害に起因する可能性のある事故
- vii その他事故に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせを受けたとき

エバスターミナル事業者又は自動車道事業者

- i バスターミナル事業者又は自動車道事業者の施設等の管理の不備が原因の事故
- ii その他事故に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせを受けたとき

③消費者重大事故等

ア旅客自動車運送事業者の乗客に1名以上の死者又は重傷者を生じた事故

イ消費者重大事故を発生させるおそれがある事故（旅客自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触したものであって、乗客が乗車中のもの。）

(2) 速報の対象となる事件

①特定重大事件

アバスジャック

イ施設の不法占拠

ウ爆弾又はこれに類するものの爆発

エ核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布

オ運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であって、その他事件に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせを受けたとき

②重大事件（特定重大事件以外の次の事件）

ア一般乗合、一般貸切、特定旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者

i 乗客、乗員に死者が出た事件

ii 乗員による業務中の暴行事件

iii 運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であって、その他事件に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせを受けたとき

イ一般乗用旅客自動車運送事業者

i 乗客に死者が出た事件

ii 乗員による業務中の暴行事件

iii 運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であって、その他事件に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせを受けたとき

iv タクシー強盗が発生し、乗員に死傷者が出た場合

ウ貨物自動車運送事業者、バスターミナル事業者及び自動車道事業者

i 運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であって、その他事件に関し報道機関による報道があったとき又は取材・問い合わせを受けたとき

③事件予告

特定重大事件又は重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他の予告行為



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車交通局安全政策課

\* このメルマガについてのご意見は、<jiko-antai@mlit.go.jp>までお寄せください。

よくある質問 ( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> )

自動車交通局ホームページ ( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> )

